

福井市雇用奨励金交付要綱

制定 昭和53年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、福井市補助金等交付規則(昭和48年福井市規則第11号。以下「規則」という。)によるほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この要綱は、就職が困難である障害者、母子家庭の母等、父子家庭の父、東日本大震災被災者、発達障害者及び就職氷河期世代に福井市雇用奨励金(以下「奨励金」という。)を交付することで、本市民の雇用促進と雇用の定着を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「障害者」とは、身体障害者、知的障害者、精神障害者の総称をいう。
- (2) 「身体障害者」とは、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号。以下「障害者雇用促進法」という。)第2条第2号に規定する者をいう。
- (3) 「知的障害者」とは、障害者雇用促進法第2条第4号に規定する者をいう。
- (4) 「精神障害者」とは、障害者雇用促進法第2条第6号に規定する者をいう。
- (5) 「母子家庭の母等」とは、雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)(以下「省令」という。)第110条第2項第1号イ(5)に規定する者をいう。
- (6) 「父子家庭の父」とは、省令第110条第2項第1号イ(6)に規定する者をいう。
- (7) 「東日本大震災被災者」(以下「被災者」という。)とは、省令の附則第15条の5第2項第1号イに規定する者をいう。
- (8) 「発達障害者」とは、発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条に規定する者をいう。
- (9) 「就職氷河期世代」とは、省令第110条第11項第1号イ(1)、同(2)、同(3)及び同(4)に規定する者をいう。
- (10) 「特定求職者雇用開発助成金」(以下「特開金」という。)とは、国の特開金のうち次に該当するものをいう。
 - ア 特定就職困難者コース
 - イ 被災者雇用開発コース
 - ウ 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース
 - エ 就職氷河期世代安定雇用実現コース
- (11) 「短時間労働者」とは、一週間の所定労働時間が、20時間以上30時間未満の者をいう。

(対象事業主)

第4条 奨励金の交付の対象となるのは、次のいずれにも該当する事業主とする。

- (1) 市内に事業所等を有する事業主
- (2) 市税の滞納がない事業主
- (3) 市内に住所を有する、次のアからオまでのいずれかに該当する者(以下「被雇用者」という。)を、特開金の助成対象期間において解雇することなく継続して雇用した事業主
 - ア 障害者
 - イ 母子家庭の母等
 - ウ 父子家庭の父
 - エ 被災者
 - オ 発達障害者

カ 就職氷河期世代

(4) 特開金の助成対象期間満了日(以下「満了日」という。)の翌日から引き続き1年以上、市内の事業所において被雇用者の雇用を継続している事業主

(対象期間)

第5条 奨励金の交付の対象となる期間(以下「対象期間」という。)は、満了日の翌日から起算して12月を経過する日までとする。

(奨励金の額)

第6条 奨励金の額は、予算の範囲内において被雇用者1人につき、対象期間に支払った賃金(労働基準法(昭和22年法律第49号)第11条に規定する賃金をいう。)の5分の1に相当する額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

2 奨励金の対象期間ごとの限度額は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。ただし、対象期間中に区分が変更となった場合には、対象期間の月数(区分が異なる月は短時間労働者とする。)で案分した額を限度額とする。

(1) 母子家庭の母等、父子家庭の父、被災者及び就職氷河期世代

短時間労働者以外	144,000円
短時間労働者	96,000円

(2) 障害者及び発達障害者

短時間労働者以外	204,000円
短時間労働者	136,000円

(受給資格認定の申請)

第7条 奨励金の受給資格認定を受けようとする事業主は、福井労働局が発行する特開金の第1期支給決定通知書(第2期以降から支給を開始した場合は、支給を開始した最初の支給決定通知書)の通知日から特開金の助成対象期間満了日(ただし、最終支給期から支給を開始した場合は、支給決定通知日から2月を経過する日)までに、福井市雇用奨励金受給資格認定申請書(様式第1号。以下「受給資格認定申請書」という。)に、特開金の第1期支給決定通知書(第2期以降から支給を開始した場合は、支給を開始した最初の支給決定通知書)の写しを添えて市長に申請しなければならない。

2 前項の申請対象となる被雇用者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、奨励金の受給資格認定を申請できないものとする。

(1) 過去に奨励金の交付決定の対象労働者となっている場合。

(2) 対象期間を同じくする本市の雇用又は労働に関わる他の補助金等の支給対象労働者となっている場合。

(受給資格の認定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、その結果を福井市雇用奨励金受給資格認定書(様式第2号。以下「受給資格認定書」という。)により申請者に通知するものとする。

(受給資格認定内容の変更)

第9条 前条の規定により受給資格の認定を受けた者は、受給資格認定申請書の記載事項に変更が生じたときは、変更事項を記載した受給資格認定変更届出書(様式第3号)に受給資格認定書の写し及び変更内容が確認できる書類を添え、速やかに市長に届出なければならない。

2 市長は、前項に規定する書類のほか、必要な書類を提出させることができる。

(交付申請)

第10条 奨励金の交付を申請しようとする事業主は、規則第3条第1項の規定により、対象期間の末日を経過した日（当該末日が3月31日になる場合にあっては、3月31日）から起算して1月を経過する日までに、福井市雇用奨励金交付申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 特開金の交付決定通知書（最終交付対象期間のもの）の写し
- (2) 対象期間の労働時間がわかるもの
- (3) 対象期間に支払った賃金明細書又は賃金台帳の写し
- (4) 市税の納税証明書
- (5) 被雇用者の住民票の写し

3 市長は、前項に規定する書類のほか、必要な書類を提出させ又はその一部を省略させることができる。

（交付決定及び額の確定）

第11条 市長は、前条の申請があったときはその内容を審査し、これを正当と認めるときは奨励金の交付の決定及び額の確定をし、速やかに福井市雇用奨励金交付決定通知兼額の確定通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

（交付請求）

第12条 前条の通知を受けた事業主が奨励金の交付を受けようとするときは、福井市雇用奨励金交付請求書（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（奨励金の交付）

第13条 市長は、前条の請求があったときは、速やかに請求者に奨励金の交付を行なうものとする。

（決定の取消し）

第14条 市長は、偽りその他不正な行為により奨励金の交付を受けた事業主があるときは、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 第11条の規定は、第1項の規定による取消しをした場合に準用する。

（関係図書の保存）

第15条 奨励金の交付を受けた事業主は、奨励金の交付にかかる関係図書、収支に関する帳簿及び支払いに関する証拠書類については、奨励金が交付された年度の末日から5年間保管しなければならない。

（委任）

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、昭和53年4月1日から施行する。

2 昭和53年3月1日以降に法定支給の期間満了となった被雇用者に係る雇用奨励金から適用する。

（失効）

3 この要綱は、令和8年3月31日限りその効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた奨励金については、同日後もなおその効力を有する。

附 則

1 この要綱は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

2 雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第115条及び同規則第117条に規定する者については、昭和54年3月1日以降に法定支給の期間満了となった被雇用者に係る雇用奨励金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。
- 2 この要綱による改正後の福井市高年齢者、心身障害者、寡婦等雇用奨励金交付要綱第4条の規定は、昭和56年度の雇用奨励金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱による改正後の福井市高年齢者、心身障害者、寡婦等雇用奨励金交付要綱の規定は、改正後の雇用保険法施行規則（昭和56年労働省令第22号）の施行の日（昭和56年6月8日）から適用し、施行日前に雇い入れた被雇用者に係る雇用奨励金については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この要綱による改正後の福井市高年齢者、心身障害者、寡婦等雇用奨励金交付要綱の規定は、昭和59年4月1日から適用し、同年3月31日以前に雇い入れた被雇用者に係る雇用奨励金については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、昭和61年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この要綱の施行の前日に雇い入れた被雇用者に係る雇用奨励金については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、昭和62年4月2日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この要綱による改正後の福井市雇用奨励金交付要綱の規定は、昭和62年4月1日から適用し、同年3月31日以前に雇い入れた被雇用者に係る雇用奨励金については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成元年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この要綱による改正後の福井市雇用奨励金交付要綱の規定は、省令施行の日から適用し、この要綱の施行の前日に雇い入れた被雇用者に係る雇用奨励金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成3年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この要綱の施行の前日に雇い入れた被雇用者に係る雇用奨励金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年4月1日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この要綱の施行の前日に雇い入れた被雇用者に係る雇用奨励金については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成11年4月1日以降に法定支給の期間満了となった被雇用者に係る雇用奨励金から適用する。ただし、雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第110条第2項第1号イの(2)・(3)又は(4)に規定する者については、平成10年4月1日以降に法定支給対象の期間満了となった被雇用者に係る雇用奨励金から適用する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の第3条第2項に定めるものについては平成19年4月1日以降に雇用した被雇用者に係る雇用奨励金から適用し、同条第1項に定めるものについては、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の第3条(3)に定めるものについては平成28年7月1日以降に発達障害者を雇用した対象事業主に係る雇用奨励金から適用する。
- 3 この要綱の第4条に定めるものについては平成28年7月1日以降に特開金の助成対象期間が開始となった被雇用者にかかる雇用奨励金から適用する。なお、平成28年6月30日以前に特開金の助成対象期間が開始となった被雇用者にかかる雇用奨励金については、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成30年3月31日以前に特開金(第1期)の助成対象期間が開始となったものについては、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 平成31年3月31日以前に特開金(第1期)の助成対象期間が開始となったものについては、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和2年3月31日以前に特開金(第1期)の助成対象期間が開始となったものについては、従前の例による。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、改正後の第7条第1項の規定は、平成30年4月2日以降に特開金(第1期)の助成対象期間が開始となった被雇用者にかかる雇用奨励金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。ただし、改正後の第4条第3号の規定は、平成29年3月2日以降に特開金の助成対象期間が開始となった被雇用者にかかる雇用奨励金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。